

◎新潟県公安委員会告示第20号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和5年3月1日から施行する。

令和5年2月24日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">（申請者の確認のための措置）</p> <p>第5条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（<u>第1号において「申請部分」という。</u>）に次の各号のいずれかに該当するものを用いて接続する措置とする。</p> <p>(1) <u>ワンタイムURL（申請部分をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるものをいう。）</u></p> <p>(2) <u>申請等を行う者ごとに付与された識別符号及び暗証符号</u></p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令</th> <th style="text-align: center;">規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法 令	規 定	(略)		暴力団員による不当な行為の防止等に関する	(略)	<p style="text-align: center;">（申請者の確認のための措置）</p> <p>第5条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（<u>以下この項において「申請部分」という。</u>）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（<u>以下この項において「ワンタイムURL」という。</u>）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令</th> <th style="text-align: center;">規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法 令	規 定	(略)		暴力団員による不当な行為の防止等に関する	(略)
法 令	規 定												
(略)													
暴力団員による不当な行為の防止等に関する	(略)												
法 令	規 定												
(略)													
暴力団員による不当な行為の防止等に関する	(略)												

法律施行規則（平成3年
国家公安委員会規則
第4号）

遺失物法施行規則（平
成19年国家公安委員会
規則第6号）

第26条、第28条第2項
及び第3項（第1号イ
及び第2号イを除
く。）、第31条第1項、
第32条、第33条第1項
並びに第41条

（略）

法律施行規則（平成3
年国家公安委員会規則
第4号）

（略）

別表第2（第5条関係）

法 令	規 定
（略）	
暴力団員による不当な 行為の防止等に関する 法律施行規則	（略）
遺失物法施行規則	第26条、第28条第2項 及び第3項（第1号イ 及び第2号イを除 く。）、第31条第1項、 第32条、第33条第1項 並びに第41条
（略）	

別表第2（第5条関係）

法 令	規 定
（略）	
暴力団員による不当な 行為の防止等に関する 法律施行規則	（略）
（略）	